

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第7号

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則(昭和48年瀬戸市規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認定の申請手続) 第2条 <省略> 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 対象児童が15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の中学部に在学することによって請求するときは、当該学校長の発行する在学証明書 (4)及び(5) <省略> 3 <省略>	(認定の申請手続) 第2条 <省略> 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 対象児童が15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の中学部に在学することによって請求するときは、当該学校長の発行する在学証明書 (4)及び(5) <省略> 3 <省略>

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年瀬戸市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)から(10)まで <省略></p> <p>(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は<u>小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次号において同じ。）</u>就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(12)から(20)まで <省略></p> <p>2から4まで <省略></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)から(10)まで <省略></p> <p>(11) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は<u>小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）</u>を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(12)から(20)まで <省略></p> <p>2から4まで <省略></p>

（瀬戸市職員互助会規則の一部改正）

第3条 瀬戸市職員互助会規則（平成13年瀬戸市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学祝金の支給)</p> <p>第16条 会員の子が<u>小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）</u>又</p>	<p>(入学祝金の支給)</p> <p>第16条 会員の子が小学校又は中学校（中等教育学校を含む。）に入学したときは、入学祝金</p>

は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に入学したときは、入学祝金として1万円を支給する。	として1万円を支給する。
--	--------------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。